

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第五百七号）（第 条関係）

改正案	現 行
<p>別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>第 期事業報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 経理の状況 (1)～(5) （略）</p> <p>(6) 附属明細表</p> <p>① 有価証券明細表 イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第 8 条の 7（<u>第 4 項</u>を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。 ロ～ニ （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p>	<p>別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>第 期事業報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 経理の状況 (1)～(5) （略）</p> <p>(6) 附属明細表</p> <p>① 有価証券明細表 イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第 8 条の 7（<u>第 6 項</u>を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。 ロ～ニ （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p>
<p>別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>年度事業報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 経理の状況 (1)～(5) （略）</p> <p>(6) 附属明細表</p> <p>① 有価証券明細表 イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第 8 条の 7（<u>第 4 項</u>を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。 ロ～ニ （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p>	<p>別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>年度事業報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 経理の状況 (1)～(5) （略）</p> <p>(6) 附属明細表</p> <p>① 有価証券明細表 イ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第 8 条の 7（<u>第 6 項</u>を除く。）の規定に準じた注記を付すこと。 ロ～ニ （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p>